

環境局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約除く)令和3年度第1四半期

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	大気汚染常時監視テレメータシステム用子局機器一式借入(再リース)	事務用品賃貸	富士通リース(株)	926,640円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	—
2	大阪市立斎場予約受付システム用機器一式借入(再々リース)	事務用品賃貸	(株)JECC	2,306,040円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	—
3	大阪市設西長居霊園ブロック塀撤去緊急修繕	その他材料	(株)大和建设	1,980,000円	令和3年4月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G18	—
4	容器包装プラスチック中継施設運営用シヨベルローダー(環境11号)の修理	産業用機器	ロジスネクスト近畿(株)	1,589,671円	令和3年6月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
5	大阪市立葬祭場(やすらぎ天空館)地下シャッター修繕	産業用機器	東洋シャッター(株)	1,954,700円	令和3年6月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

## 随意契約理由書

1 案件名称

大気汚染常時監視テレメータシステム用子局機器一式 借入

2 契約の相手方

富士通リース株式会社

3 随意契約理由

本件は、大気汚染防止法に基づき、市域における大気汚染物質の常時監視をするために使用してきたテレメータ子局機器一式の借入（再リース）である。

今回の賃貸借契約に係る子局装置は、大気汚染常時監視測定局での測定項目毎に設置している自動測定機から測定データを環境局ATC庁舎の環境情報システム室に伝送する機器であり、市域の大気汚染状況を集中監視するための中継装置である。

平成30年3月21日に同機器一式の長期借入期間が満了し、現在同機器一式は再リースを行っている。

本システムは、令和4年度に常時監視システムの再構築、令和5年3月から稼働予定としていることから、新システム稼働までの期間リース延長を行うこととし、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ（電話番号 06-6615-7981）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市立斎場予約受付システム機器一式借入

### 2 契約の相手方

株式会社 J E C C

### 3 随意契約理由

当課では、斎場利用者の利便性の向上と業務の迅速化及び効率化を図ることを目的として、「大阪市立斎場予約受付システム」を構築し、市立斎場の施設予約をインターネットによる 24 時間体制で受付している。

当該システムの機器一式借入については、平成 27 年 7 月より借入を開始し、現在、令和 3 年 3 月末までを借入期間としたリース契約を上記業者と締結しているが、借入期間満了にあたり、現行の借入機器一式はこれまで特段の問題なく安定的に使用してきており、今後もシステムの安定性を確保し、継続して業務を行うことが可能であることから、新たに機器借入をするよりも、再リース契約により引き続き使用の方が効率的かつ経済的に有利であると考えられるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、上記業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場霊園） 電話番号（06-6630-3136）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市設西長居霊園ブロック塀撤去緊急修繕

2 契約の相手方

(株)大和建设

3 随意契約理由

令和3年4月29日の悪天候の影響により当該施設北側のブロック塀が倒壊し、隣接する北側マンションにもたれかかっている状態となっている。

倒壊したブロック塀は、マンション窓部分を圧迫し危険な状態となっており、さらに倒壊が起こると住居を破損し居住者に被害が出る恐れがある。

以上のことから倒壊したブロック塀を至急撤去し、安全を確保する必要があるため緊急修繕を行うものである。

当局の「少額修繕及び緊急補修施工業者」の登録業者名簿に基づき名簿順に即座に対応できるか問い合わせたところ、上記業者から即時対応が可能との返答を得た。

上記の理由により、(株)大和建设と緊急特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課(斎場・霊園)

(電話番号 06-6630-3135)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー（環境 11 号）の修理

### 2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

### 3 随意契約理由

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される容器包装プラスチックをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

鶴見容器包装プラスチック中継施設で使用しているショベルローダー（環境 11 号）について、後退はできるが前進できないという症状が発生し、油圧測定検査をしたところ、ミッション内部のディスク摩耗の初期症状が出ており、修理が必要な状態である。

上記ショベルローダーについては、平成 28 年 6 月 3 日付けで日立キャピタルオートリース株式会社と借入契約しているが、今回のミッション内部のオーバホールについては、保守要件の対象外となっていることから、上記契約に基づき同借入会社から委託を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途契約するものである。

ショベルローダーの修理については、いかなる事象であっても、その後の使用におけるトラブルの原因となる危険性があり、上記保守業者以外に修理を行わせた場合、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、上記業者と契約締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3253）

# 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立葬祭場（やすらぎ天空館）地下駐車場シャッター修繕

2 契約の相手方

東洋シャッター(株)

3 随意契約理由

やすらぎ天空館において、シャッターの開閉機が故障しておりシャッターの開閉に支障をきたすため修繕を行う必要がある。

シャッターは、各製造メーカーが独自の技術により製造したものである。そのため、当初の製造メーカー以外では、既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があり対応が不可能である。

また、修繕後のシャッターの性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができるのは、当初の製造メーカーのみである。

上記理由により、東洋シャッター（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課斎場・霊園グループ

(電話番号 06-6630-3137)

6 施工担当部署

環境局総務部施設管理課

(電話番号 06-6630-3368)